

## 凡 例

- 1 この名簿データは、令和7年度から令和9年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札に参加を希望し申請を行った者について資格審査を行い、その結果、基準に適合すると認められた者について作成したものであること。また、この名簿に記載されている「審査数値」は、岩手県が業務を発注する際に用いるための独自の基準であり、当該申請者の社会的評価等を表すものではありません。
- 2 この名簿データの受付地区及び本支店地区のコードは次のとおりであること。  
盛岡－1 花巻－2 北上－3 奥州（水沢）－4 一関－5 千厩－6 大船渡－7 遠野－8 釜石－9 宮古－10  
岩泉－11 久慈－12 二戸－13 県外－0
- 3 委任の欄には、本社から支店等に、入札及び契約等に関する権限を委任している場合に、本社欄に○印を表示しているものであること。
- 4 希望する業務の内容の欄には、資格者が希望する業務の内容を○印で表示したものであること。  
なお、清掃の欄の表示は、以下のとおりであること。  
(1) 庁舎及び貯水槽の欄の◎印は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による岩手県知事の登録を受けていることを表示したものであること。  
(2) 貯油槽の欄は、任意提出された産業廃棄物収集運搬業許可証により、以下のとおり表示してあること。  
産業廃棄物収集運搬業許可証→◎ 産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別産業廃棄物収集運搬業許可証→●
- 5 法令による免許等を有している職員の欄は、1人で複数の免許等を有している職員の数も含んだものであること。  
ただし、実従業員数の合計は、常時雇用職員の実数であること。
- 6 営業年数の欄は、基準日（令和8年1月1日）の前日までの営業年数を表示したものであり、年末満の端数は切り捨てているものであること。
- 7 審査数値の欄は、それぞれの審査事項を点数値に換算し、その合計数値（上限120点）を表示したものであること。
- 8 指名停止の措置を受けている資格者は、指名停止期間に記載するものであること。  
ただし、県営建設工事の請負契約等の競争入札参加資格者と重複して資格登録していて、指名停止措置を受けている場合は記載していないものであること。